

納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

～年末調整確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者や家族（お子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付

が必要となります。

このため、平成30年1月1日から平成30年10月1日までの間に国民年金保険料を納付された人へは、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成30年10月2日から平成30年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。）

Q. 控除証明書をなくしてしまつたのですが再発行はできますか？

A. はい、再発行は可能です。紛失等により再発行が必要なきはお近くの年金事務所へ問い

合わせください。なお、再発行の手続きには、年金手帳など基礎年金番号、またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所

☎0857-27-8311

源泉所得税の年末調整説明会 及び消費税の軽減税率制度等 説明会のご案内

「平成30年分の年末調整のしかた」及び「法定調書の作成と提出の手引き」について、説明会を開催します。また、引き続き「消費税の軽減税率制度等説明会」を開催しますので、来年10月から実施される消費税の軽減税率制度への円滑な準備のために、事業主の人は是非ご出席ください。

日時 11月19日（月）

（第1部） 年末調整説明会

午後1時～2時30分

（第2部） 消費税の軽減税率制度説明会

午後2時30分～3時

会場

とりぎん文化会館梨花ホール
（鳥取市尚徳町10番地5）

※混雑が予想されますので、できるだけ車でのご来場はご遠慮ください。

【問合せ先】

鳥取税務署 法人課税第一部門

☎0857-77-2274

税について考えてみませんか

国税庁では国民の皆様は租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策として毎年11月11日から11月17日までの一週間「税を考える週間」を設けています。

この期間を中心に生活と税の関わりについて考えてみませんか？

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>



**智頭農林業いきいき交流まつり
 & 智頭農林高等学校 農林祭開催**



日時 11月10日(土)
会場 智頭農林高等学校内
催し物 野菜即売、屋台、木工教室、餅つき、まげわっぱ作り(上記のほかにも様々なイベントを計画しております)

【問合せ先】

山村再生課 井上大
 ☎75-13117

**薪ストーブの
 設置・購入を補助します**

秋の深まりを感じる季節となりました。寒い冬を一日中暖かく過ごすため、薪ストーブを設置しませんか。

町では薪ストーブ購入1台につき補助率3/10(最大30万円)の支援をしております。

薪ストーブは「春の日向ぼつ」と同じ遠赤外線効果により、室内の空気はもちろん、身体を芯から気持ちよく暖めてくれます。

薪ストーブの利用で、森の資源が循環し、山の整備が進むことで森が元気になります。
 個人住宅のほか、町内の事業所も対象です。

対象者 町内在住の人
設置場所 町内の住宅、事業所
販売業者

智頭石油株式会社
 石谷林業株式会社智頭支店

【問合せ先】

山村再生課 岡本
 ☎75-13117



**11月はSIDS
 対策強化月間です**

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する原因不明の病気です。

12月以降の冬期に発生する傾向が高く、生後2〜6か月に多いと言われています。必要以上に不安になることはありませんが、次の3つを守ることを心がけましょう。

①つつぶせ寝を避ける
 うつぶせ寝がSIDSを引き起こすわけではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんをあお向けに寝かせましょう。

やわらかい布団の上に赤ちゃんを寝かせない、枕元にぬいぐるみやふわふわの毛布を置かない、赤ちゃんをできるだけ一人にしないことも大切です。

ただし、赤ちゃんがしっかりと起きているときに、大人が目を離さない状況で、遊びの一端として赤ちゃんをつつぶせにする

ことはかまいません。
 ②たばこは吸わない
 たばこはSIDS発生の大きな危険因子です！両親が喫煙する場合、両親が喫煙しない場合に比べてSIDSの発症率が約4.7倍高くなるというデータがあります。妊婦の人や母親だけでなく、赤ちゃんの身近にいる人もたばこをやめましょう。

家族の喫煙は、SIDSだけではなく赤ちゃんの呼吸機能にも影響を及ぼします。

③母乳が出る場合は
 できるだけ母乳で育てる
 人工乳がSIDSを引き起こすわけではありませんが、母乳が出る場合はできるだけ母乳で育てましょう。母乳がない、母親の服薬や仕事の都合などの理由で、母乳で育てられない場合は無理をしないようにしましょう。

【問合せ先】

智頭町保健センター
 福祉課 保健師
 ☎75-4101

